

静岡県告示第312号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年4月8日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道 139号	富士市今井字早口310番の15から 富士市依田橋字二本松32番の2まで
一般国道 150号	焼津市上小杉字荒蒔島 364番の1から 焼津市西島字一向田 342番の207まで 牧ノ原市地頭方字南浜 12番の1地先から 袋井市湊 890番の2まで
一般国道 469号	富士宮市山宮字宮内396番の5から 富士宮市北山字東下組5282番の5まで
一般国道 473号	島田市横岡新田字沖ノ広切 323番の1から 島田市島字大西下 839番の5地先まで
県道 富士裾野線 (県道24号)	裾野市須山字二本木 1326番の3から 裾野市下和田字西畑 290番の5まで
県道 掛川大東線 (県道38号)	掛川市矢崎町 3番の15地先から 掛川市子隣字六ッ枝175番の26まで
県道 浜北袋井線 (県道61号)	袋井市山科字豊田 3574番の2から 袋井市川井字古京田1141番の2まで
県道 富士宮富士公園線 (県道180号)	富士宮市山宮字宮内 396番の5から 富士宮市山宮字夜屋畑 3479番の3まで
県道 方の橋菌ヶ谷線 (県道270号)	掛川市千羽字大城 593番の6から 掛川市伊達方字中橋 1267番の20まで

2 指定する期日 令和4年4月8日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合にお

ける当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。)を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般国道150号	静岡県焼津市下江留	市道0105号線
一般国道469号	静岡県富士宮市山宮	県道富士宮富士公園線
県道掛川大東大須賀線	静岡県掛川市子隣	県道掛川大東線
市道山宮工場団地1号線	静岡県富士宮市山宮	県道富士宮富士公園線
市道0105号線	静岡県焼津市下江留	一般国道150号
市道市立病院通り線	静岡県掛川市矢崎町	県道掛川大東線
市道湊川井線	静岡県袋井市湊	一般国道150号

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般国道150号	静岡県袋井市湊	市道湊川井線
県道掛川大東線	静岡県掛川市子隣	県道掛川大東大須賀線
県道掛川大東線	静岡県掛川市矢崎町	市道市立病院通り線
県道富士宮富士公園線	静岡県富士宮市山宮	一般国道469号
県道富士宮富士公園線	静岡県富士宮市山宮	市道山宮工場団地1号線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。